

郵便等による不在者投票について

身体に一定の障がいや有する人が、自宅等で投票用紙に候補者の氏名等を記載して、それを郵便する方法により不在者投票ができる制度です。



郵便等による不在者投票ができる人

障がい者の区分	障がいの種類	障がいの程度
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能の障害	1・2級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害	1・3級
	免疫、肝臓の障害	1～3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹の障害	特別項症～第2項症
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸、肝臓の障害	特別項症～第3項症

保険者証	要介護状態区分
介護保険の被保険者証	要介護5

※ 上記の対象者で次の条件に該当する方は代理人による代理記載ができます。

障がい者の区分	障がいの種類	障がいの程度
身体障害者手帳	上肢・視覚の障害	1級
戦傷病者手帳	上肢・視覚の障害	特別項症～第2項症



郵便等による不在者投票の申請書等

- 郵便等投票証明書の有効期間は**7年間**（要介護5の人については、介護保険の被保険者証の有効期限と同じ）でこの間に行われる選挙に使用することができます。また、有効期間の切れる方は、新しい証明書の再交付申請を行ってください。



代理記載人による、郵便等による不在者投票の申請等

- すでに「郵便等投票証明書」を持っている方が、代理記載制度による投票をしようとする場合には、この制度を利用できる者である旨を「郵便等投票証明書」に記載を受ける必要があります。選挙管理委員会あてに、申請書に身体障害者手帳を添えて申請をしてください。（本人の署名不要）

松前町選挙管理委員会

〒049-1592 松前郡松前町字福山 248 番地 1

TEL 0139-42-2275 (286・287)

